

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年3月23日

天理市公平委員会

委員長 橋本 武志

公平委員会規則第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和39年12月天理市公平委員
会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「し、請求者が記名押印」を削る。

第7条第13項中「審理調査」を「審理調書」に、「が記名押印」を「の氏名
を記載」に改める。

第12条第2項中「、委員各員が記名押印し」を削り、同項に次の1号を加え
る。

（4） 公平委員会の委員の氏名

第14条第4項中「再審を請求しようとする者が、記名押印して」を削る。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、「記名押印の」を「の氏名及び住所を記載す
る」に改める。

様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号中「㊟」
を削る。

様式第9号中「（注）当日は、印鑑をご持参ください。」を削る。

様式第10号、様式第11号、様式第12号及び様式第13号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定は、この規則
の施行の日以後に作成及び受領した文書から適用し、同日前に作成及び受領

した文書については、なお従前の例による。